

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二一九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈目次〉

■巻頭言■

労働者と『資本論』

滝野 忠 … 2

『資本論』百五十年 向坂著『入門』読了

『中期政策』の「補強案」という名の「改悪案」 原野人 … 3

―ベーシックインカムと『党内討議資料』―

日本労働者の賃金と労働時間 山下 俊幸 … 7

―現代「日本における労働者階級の状態」(五)―

読者からのおたより ……………… 13

旬刊社会通信

NO.1249

二〇一七年一〇月一日号

二〇一七年一〇月一日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

労働者と『資本論』

『資本論』百五十年 向坂著『入門』読了

情勢は右へ右へと流れるばかり。「社会主義者」と自称する人の中にも、「社会主義が云える雰囲気ではない」「労働運動再構築にも展望を見出せない」と、科学的社会主義の原理・原則を投げ捨てる言動も珍しくありません。こんな時、私の楽しみは職場の若い仲間との学習会、その一つが国労上野支部「反合理化研究会」です。

彼らは毎月二回、定例会をもつ。うち一回はかつての国労大川労働学校が実践したマルクスやエンゲルスの基本文献学習です。私が学習会に加えてもらったのは八年前『共産党宣言』を終えてから。この八年間のテキストは『空想から科学への社会主義の発展』、『賃金・価格および利潤』、『賃労働と資本』、向坂塾の優等生・神津朝夫さん著『知っておきたいマルクス「資本論」』（角川ソフィア文庫）、さらには向坂先生が国労の反マル生闘争時に国労に寄せた「国労反マル生闘争に寄す」、資本主義的蓄積の一般的法則について」等でした。

勉強会はどん欲なことこのうえなく、半端じゃありません。開始は午後六時、まず輪読、報告者はリポートを準備し、「ぼくが理解できるのはここまで、あとはみなさん補足して」。そのあとチューターが詳細な解説メモによる講義、そして討論です。参加者（いつも十人前後）はさかんに論議、チューターは質問ふくめ、みんなの意見をとりまとめていきます。ぼくの出る幕はありません。勉強させてもらっているようなものです。

現代の古典中の古典『労働者の世界観』（向坂逸郎著）を終え次はなににする。ぼくの出番はこんな時です。そろそろ『資本論』出版百五十年もちかい。この時期を見計らったかのように、岩波は絶版になっていた向坂先生の『資本論入門』（この本は『資本論』の出版百年を記念して、一九六七年に生まれた）を復刻したのです。

古本でたくさん集めるのは容易じゃないが、岩波にたのめばすぐ手に入る。これはいこうと『入門』へ。みんな考え、汗をたらし、『資本論』原文も参照しながら、楽しく読み終えたのが十六回を重ねた今年（二〇一七年）九月九日。この日は、『資本論』出版百五十年の九月十四日も重なり、まさに歴史的な勉強会となりました。

彼らは古典を学ぶだけではありません。組合役員を担い連日組合活動に汗を流しています。組合本部大会が終わってからは各級組合大会と代議員選挙が目白押しです。代議員立候補者は「職場から反合理化の闘う態勢を作り大胆に国労の組織強化・拡大を目指そう！」と、①業務委託・人減らし合理化に反対し、闘いを職場・地域から強化しよう！ ②グリーンスタッフ（契約社員）採用終了に伴い、希望者全員の正社員化を目指そう！ ③JR関連労働者の労働条件改善と、正社員化を目指し、国労への組織化を進めよう！等と訴えておりました。

労働運動強化の必要性、社会主義実現の必然性は労働者の階級への自覚によると強調しているのが『資本論』です。今からでもおそくありません。向坂著『入門』（岩波新書）を読み、労働者、労働運動の歴史的意義を考え実践していきましょう。

『中期政策』の「補強案」という名の「改悪案」

―ベーシックインカムと『党内討議資料』―

富裕層への累進課税で消費税廃止も十分可能

★「必要な税金を担税力のある資産家や富裕層から相応の累進課税で取り上げて、それでも不足するなら初めて『共助の論理』に従って国民が消費税によって均等に負担し、国民相互が十分に生活できるだけの金銭やサービスを配分するほうが、社会としての共存、経済の継続的かつ円滑な循環という観点からは、はるかに優れています。そこで、生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシックインカム』を導入し、全部税金で賄います。そして金持ちにも貧乏人にも『ミーンズ・テスト』なしに、月額10万円程度を給付します」とする。

この前半部分は、ブルジョア政党も小ブルジョア政党も同様に主張するところである。何千兆円にも及ぶ蓄積された巨大資本も何百兆円もの内部留保も、労働者階級から搾取された剰余価値の塊であり、資産家や富裕層に、特にその上層部に、十分に高い累進課税を実施すれば、本当は消費税を上げるどころか廃止することが可能であり、そのことだけでも、怪しげなBI以上に民衆の生活を確実に引き上げることができる。

「消費税廃止」はどこへいった

★『21世紀宣言』の『付・私たちの中期的な政策』では、「逆進性の強い消費税は税率引き上げをせずに、廃止します。」としているにもかかわらず、補強案では、『共助の論理』に従って国民が消費税によって均等に負担し……と重大な改悪をしている。

1989年の「消費税導入率増」によって、私たちの生活はどんなに苦しくなったことか。安倍政権は、法人税減税の穴埋めとして消費税の増税と社会保障の削減を一体的に実現する。選挙の人気取りのため「消費税増税を先送り」、社会保障改革の名のもと社会保障費の削減をさらに加速させ、高齢者、障害者などを犠牲にしている。

成長戦略として法人税減税を、経済対策として大型公共事業を推進し、さらに防衛費を増やし、もはや、いくら消費税を増税しても、社会保障は良くなるし、国の借金も減らない状況になっている。

消費税は税率が上がれば上がるほど、トヨタや日産などは「輸出還付金」で儲かる仕組みであり、さらに企業は正社員を減らし、必要な労働力を派遣や請負などに置き換えれば、それらの経費は、消費税の「仕入れ税額控除」の対象になるため、消費税増税は、企業による正社員のリストラや非正規化・外注化を促進している。

新社会党が、天下の悪税『消費税』廃止の政策を捨てて、「消費税によって均等に負担し」とは、なんとという「補強」だろうか。

「財源対策」として「消費税廃止…(当面5%に戻すとともに…)」としながらも、BIのためには事実上これを否定しているのだ。

どんな政治勢力が実現するのか

★生活保護、年金、失業給付等を一体化して「ベーシックインカム」を導入し、月

10万円程度の給付では、今日の給付より下がって生活できなくなる受給者が多発することは目に見えている。つまり提案者が描くような完全（フル）BIがもし実現するとしても、民衆の生活はよくなるどころか、かえって悪くなる場合が多くなる。

★「その一方で、BIを超える収入については累進課税で、税率を高くした税金を取って富の再分配と円滑な経済の循環を確立していきます」とする。

すると、月10万円を超える収入には高い税金をかけるというのだから、相当に低収入の労働者にも高い税金が課せられることになる。

★「民衆に存在感を認められる政治勢力の選挙公約に掲げるくらいでないと、闘争目標としてのリアルさも感じてもらえないでしょう」という。

果たしてどのような政治勢力が、このBIのようなものをよしとして、選挙公約に掲げる現実性を持っているのだろうか。

「給付付き税額控除」がなぜBIに？

★「BIの具体化については、完全（フル）BIと部分的BIに分類されます。他の所得がなくても生活できるフルBIについては、財源の確保、国民の合意を得ることが必要ですが、それは簡単ではないと考えています。そのため、部分的BIの導入が考えられています。民主党政権の子ども手当、最低保障年金、若者BI（大学生まで支給）、給付付き税額控除（一定基準に税額が達しない場合に、不足分を給付するもの）などが上がっています。現物給付の医療、教育、福祉（介護、保育等）などの社会保障は、当然BIとは別枠で確保しなければなりません。現物給付と金銭給付は、車の両輪です。」という。

BIとは所得制限なしの一定額の給付をするものはずなのに、「給付付き税額控除」がなぜBIになるのか、まったく意味不明である。

★しかも提案者が尊敬する小沢先生によると、次のように給付付き税額控除への転換もないままに所得控除を廃止する計算だから、ますますわからなくなる。

「日本で最も早く、ベーシックインカムを紹介した京都府立大学の小沢修司教授の試算（2009年時点）によると、現行税制の下でも月5万円の支給は可能とのことです。所得税の中で、所得控除（人的控除）をBIに置き換えることを前提に廃止することに、源泉所得税と申告所得税を合わせて、約20兆円の財源を確保できる。さらに、社会保障給付費の現金給付部分（年金、児童手当、生活保護や失業給付等の現金給付）は50兆円ある。合算すると70兆円の財源が確保できる、と試算しています。*70兆円÷1億2000万人÷12か月≒約5万円」

たった5万円のベーシックインカムのために、所得控除や年金や児童手当や生活保護や失業給付等が消えてなくなるのである。

★「（小沢教授は）また、所得税を累進税率（2009年時点で最高40%）ではなく、45%の単一比例課税とすると、月8万円を無条件に支給できると提言しています」とする。

たった月8万円のBI受給のために、労働者が賃金に45%の課税をされたのではなかったものではない。

もつともさすがの提案者も「私たちはこの間の新自由主義による企業・富裕層減税の復元や、不公平是正、資産課税が必要と考えています。」と付け加えてはいるが。

B Iでは社会主義への主体勢力は生まれない

★「政治的多数派結集を通じた主体形成の面からも、社会主義を準備していくことにつなげられます。」とか、「ただ新自由主義的なB I論は、賃下げや解雇自由を利用しようとしています。どういう改良もそうですが、主体的な力、運動がなければならぬのはいうまでもありません。」とする。

しかしこんなB Iによって「主体的な力、運動」が生まれて「政治的多数派結集」ができて「社会主義を準備していく」わけがない。

「B Iは、新自由主義者が取り上げることがあるのは事実ですが、普遍主義を貫き資本側の負担によって、実現しようとするのは社会主義勢力だけであることもまた明らかです。」などとするが、見てきたようなB Iのどこが資本側の負担によって実現することになるというのか。

資本の搾取とたたかってこそ

★「いま、非正規労働の拡大や、社会保障の機能不全による、格差や貧困の拡大という客観的な状況がある一方、主体の側では、組織率が17%台に落ち込み少数勢力である組織労働者が、既得権勢力として孤立化させられる危険性が高まっています。このような現状を打開していくうえで、正規・非正規を超えた統一闘争、根本的な貧困対策、かつての『国民春闘』のように労働者勤労諸階層を構造的に代表する闘いとして、B Iは位置付けられます。」と幻想している。

しかし見てきたように多くの労働者に魅力のないB Iが「国民春闘」のような闘いになりようはない。長時間労働規制、時短、最賃引き上げ、派遣労働の禁止、非正規の正規化、大幅賃上げ、民衆に減税・大資本に増税、医療や年金や介護の改善などこそ「国民春闘」になりうるのではないか。

★「B Iが制度化されると、B Iがあるから賃金を下げても大丈夫だ、解雇してもいいだろう、と経営側が主張するのではないか、逆に、B Iがあるから低賃金・劣悪労働条件では働かない、ブラック企業は忌避する、という労働者側の立場を強める、との両論があります。可能性として、両方向の力がはたらくことが考えられますが、それこそ労働運動の出番です。最低賃金の底上げ、時間短縮やワークシェアリングを進めていく上で、B Iを有利にはたらかせることができます。闘争時の基金や自活を代替するものとも言えます。」としている。

しかしいま独占資本・経団連の政権が支配している下では、B Iがどのように利用されるかは明らかではないか。

★「ゼロ歳から22歳までの子どもたち2612万人全員に、所得制限なく、無条件で月5万円の『成人まで手当』を支給します。●2612万人×月5万円(年間60万円)＝15・7兆円です」とする。

資本家階級の22歳になる子弟にまで、このような手当を支給することに積極的な

意味があるとは思えない。「子ども手当」の上に乗せるなら、教育の無償化や、親の所得制限による給付型奨学金などのほうがよほど有意義ではないか。

提案者は、B Iの範疇には入らないはずの「給付付き税額控除」に加えて「最低保障年金」と「成人まで手当」を部分的B Iとしたらしい。

「最低保障年金」は年金制度の改善であつて、部分的B Iにこじつけることはない。つまり熱心な提案者にとって「成人まえ手当」が唯一の部分的B Iということになる。

社会保障の再構築こそ

★「当面は、なぜ部分的ベーシックインカムですか。」と自問しながら、今からの政策としてB Iの導入に次のように力を込める。

「多数の合意を獲得しなければならぬからです。そのためには行政のさじ加減ではなく、透明性が重要です。生活保障の制度は、人々が広く合意できる条件を備えなければなりません。人々の生活が不安定になるなかで、大きな財源・給付組換えをとまなう制度を設計しようというのですから、なおのこと多数が納得することが不可欠です。その条件とは、制度が特定の人を優遇したりあるいは選別したりしない公正なものと見なされること、そして分かりやすく透明度が高いことがあげられます。制度が導入され運用されるなかで、人々の評価が変化していくことも含めて、制度への支持をいかに維持し、拡大できるかが問われるのだと思います。」

「B Iは、いつ仕事に就くか、退職するかということは無関係に、どのようなライフスタイルにある人も受け取ることができません。また、勤労所得の低い個人や世帯に対しては、補完的な所得補償となることも間違いありません。わかりやすく透明度の高い生活保障という点では、旧来の保障制度に比べB Iに勝るものはないと思います。その一方で、高額所得者にまで現金を配ることに對して反発もあり得るし、なにより、『金をばらまく』ということに抵抗感もあり、合意可能性に困難も予想されることは当然でしょう。」とする。

見てきたように、B Iなるものが「分かりやすく透明度が高い」とは思われない。

「旧来の保障制度に比べB Iに勝るものはない」とも思われない。

だれが社会保障を壊しているか

★「しかし、大きな制度変更がなくても、現行の生活保障のように審査や選別を伴う制度ではなく、分断されている勤労者諸階層が連帯できるように普遍主義的生活保障が不可欠です。」とする。

提案者は「生活保障のように審査や選別を伴う制度」を悪の根源のよう言うが、独占資本の政府が社会保障費を節減し、生活保障も縮小しようとしていることこそが問題の根源である。

独占資本をはじめとした資本家階級と労働者階級の根本的な対立関係を欠落させた「普遍主義的生活保障」など、まったくの欺瞞でしかない。

B Iは憲法を生かす連合政権の政策の一つには、場合によってはなり得るかもしれないが、必要不可欠な政策とはなりえないし、ましてや今日の部分的に開始するべき

政策にはとうていなりえない。

もしB Iを掲げるなら、巨大資本の大株主や経営者など大資産家や高額所得者に十分な累進課税を実現できて、消費税は廃止され、現物給付（医療、教育、介護、保育など）が拡充されるとともに、金銭給付も改善され、民衆の生活がレベルアップ可能となるような税財政を確立できる時の政策であることを明確にすべきである。

賃労働と資本と独占資本の関係を、労働者が正しく知る以外に、「分断されている勤労諸階層が連帯できる」近道はない。指導部の迷賃金論や舌を噛むような社会保障論の提起を奇貨として、正しい賃金論や国家論や資本主義的蓄積の一般的法則や科学的社会主義の理論を、職場と地域から皆で学び広げてゆく以外にない。（本誌9月1日号〈特集〉『ベーシックインカムは何が問題か』も参照されたい。）（原 野人）

日本労働者の賃金と労働時間

―現代「日本における労働者階級の状態」(五)―

編集部より 「通信」第12447号（2017年9月1日付）から中断しておりました本稿を、今号から掲載していきます。生々しい数字は『資本論』の時代と変わらないことを示しています。

これまでの論稿は、(四)雇用(第1246号)、(三)資本の労務政策(第1245号)、(二)春闘の歴史と労働運動(第1244号)、(一)労働戦線再編成と労働運動(第1243号)の構成です。

V 賃金

1、実質賃金6年ぶりプラス0・4%増

厚生労働省が、2017・5・23日発表した毎月勤労統計調査の2016年度のまとめによると、物価の影響を加味した実質賃金は、0・4%増で、6年ぶりにプラスになった。基本給や残業代などを合計した1人当たりの現金給与総額(月平均)は、前年度比0・4%増の31万5452円。基本給を中心とした所定内給与は0・2%増の24万360円、賞与など特別に支払われた給与は1・9%増の5万5615円。残業代などの所定外給与は0・6%減の1万9477円。勤務形態別にみると、正社員などフルタイムで働く一般労働者は0・8%増の41万2130円。パート労働者は0・4%減の9万7526円だった。（2017・5・23東京）

2、格差は拡大―国税庁2016・9・28発表

民間企業で働く給与所得者（正社員、非正規社員、役員）が2015年1年間に受け取った平均給与は、420万4000円で（前年比1・3%の増加）、正社員は484万9000円、非正規は170万5000円。差額は314万4000円で、前年の差額308万円から更に拡大した。（東京新聞2016・9・29）

・厚生労働省が2017・2・22発表した「2016年の賃金構造基本統計調査」によると、フルタイムで働く正社員平均月収（残業代などを除く）は、32万1700円。同フルタイムで働く契約社員、派遣等の非正規労働者の月収は、21万180

0円で正規労働者の65・8%で、調査では賞与などが含まれていないため、年収では格差は更に広がっている可能性がある。(2017・2・23東京新聞)

・非正規労働者は賃金が低くだけではない。常に何時首になるか、という不安の中で生活している。

・貧富の格差の拡大―「富める者はもう買うものが無くなり、貧しい者は節約する以外にない」。

貧困が世界規模で蔓延―労働者階級の窮乏化は一層進み、失業、低賃金、貧困、犯罪、自殺、墮落などが激増。各地の内戦も主な原因は失業・貧困にあるのではないか。

・世界の富豪―2017年版米誌フォーブス2017・3・20発表。

「ビリオネア」と呼ばれる資産10億ドル(約1120億円)以上の富豪は2043人。(2017・2・17現在の株価、為替レートを基に作成)

①ビル・ゲイツ(860億ドル・マイクロソフト創業者)、②ウォーレン・バフェット(756億ドル・米国の投資家)、③ジェフ・ベゾス(728億ドル・米国アマゾンドットコム創業者)

34位孫正義(212億ドル・ソフトバンク社長)、60位柳井正(159億ドル・ファストリテイリング会長兼社長)、102位滝崎武光(123億ドル・キーエンス創業者)

3、減少し続ける賃金

・実質賃金―2010年を100として2015年11月で80・2%に減少。

・一方、税や社会保険料の国民負担は43・4%に上昇。

・1997年 467万円、2012年 406万円(厚労省)

	給与などの収入	税金・社会保険料	可処分所得	消費支出
2006年	47万6159円	7万6022円	40万0137円	28万5057円
2012年	46万7774円	8万3923円	38万3851円	27万6830円
2016年	46万1577円	8万5001円	37万6576円	26万8286円

・OECD加盟国30ヶ国中、アメリカに次ぐ格差社会(2014・7・20)

(OECDとは米・欧州を中心とした比較的裕福な経済先進国)

VI 労働・労働時間・労働災害

1、労働―「労働基準法」が2017・4月、公布から70年を迎えた

制定 1947・4月に公布された「労働基準法」(労基法)の第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」としている。当時の最低労働条件の国際水準を取り入れ、男女の差なく、全産業を対象とした労働時間を、1日8時間、週48時間と定めた。前年の1946年に新憲法が公布され、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定が反映したと言える。更に、憲法27条では「賃金、労働時間、休息などの労働条件の基準は法律で定める」とした。

公布から1年後に出版された『労働基準法解説』で、当時の労働省労働基準局・寺本廣作課長は「民主主義を支えるものは究極において国民一人一人の教養である。国民の大多数を占める労働者に余暇を保障し、必要な物質生活の基礎を保障することは、その教養を高めるための前提要件である。

労働基準法は労働者に最低限度の文化生活を営むために必要な労働条件を保障することによってこうした要件を充たし、我が国における民主主義の根底を培わんとするところにその政治的な制度理由をもつ」と記している。

欠陥 労基法には大きな欠陥があった。それは「36条協定」である。「労働組合またはそれにかわる過半数代表と時間外労働に関する労使協定を結べば、無制限に長時間労働をさせることができる」というものだ。したがって、森岡孝二関西大学名誉教授は「労基法は生まれながらにしてザル法だった」と指摘する。欧州諸国にはないこの規定が、今日、世界で最悪レベルにある長時間労働の根源となっている。

森岡氏が総務省の「社会生活基本調査」と経済開発協力機構（OECD）の統計から分析したところ、日本の男子正社員の総労働時間は年2760時間（2011年）で、ドイツ、フランスより実に600時間超多い。1日8時間として、75日分多く働いていることになる。しかも、この水準は1950年代半ばから変わっていないという。

1987年「労基法」改正で、労働時間を週40時間とした。政府は「働き方を他の先進国並みに変える歴史的なもの」と自慢したが、平日の残業が増え、実質的には労働時間の短縮にはならなかった。それどころか同時に、労使協定で定めた「みなし労働時間」を超えても残業代が支払われない「裁量労働制」や「事業場外みなし労働制」が導入され、両制度は実際に何時間働いたかを問わないためサービス残業を生みやすく、過重労働を招くことになった。

2、長時間労働

(1) 2017・3月末、まとめられた「働き方改革実行計画」では、青天井だった残業時間に、罰則付きの上限を設け法制化する。としたが、残業の上限は年間720時間（休日労働を含まず）の枠内で、「1ヶ月100時間未満」「2〜6ヶ月平均80時間以内」これは過労死の労災認定基準で、政府が過労死するようなレベルの長時間労働にお墨付きを与えたことになる。しかも、自動車運輸業、建設業、医師は適用除外とされた。

・法定労働時間が週35時間のフランスでは、残業の上限を年間220時間と定め、日本の3分の1以下です。（以上は2017・4・16、東京新聞社説から引用）

・労働時間―残業は天井なし（36協定の悪用）。

・「過労死等防止対策白書」（2016・10・7）政府は「過労死等防止対策推進法」に基づく初めての白書を発表した。これによると、これまで「過労死ライン」とされる月80時間を超えた残業をした正社員のいる企業は、全体の23%に上ること。（この企業アンケートの対象は1万社、回収率は17%、1700社程度）。

・2015年度に過労死で96件、過労自殺(未遂を含む)で93件の労災認定があった。一方、勤務問題を原因とする自殺は2015年度に2159件あったとする警察庁や内閣府のデータと比べて、労災認定が極めて低く、氷山の一角であることを改めて示している。

(2)労働時間―法に抜け穴、労組も見て見ぬふり

労基法32条は「週40時間を超えて労働させてはならない」と定めている。つまり、1日8時間、週40時間は、働く上限。これを超える時間外労働を認めるのが36協定である。36協定にも一応の上限が定められている。厚生省の「時間外労働の限度に関する基準」では、一般労働者の場合、時間外労働の上限は、月45時間、年360時間と定められている。

しかし、ここにも抜け穴がある。「臨時的・特別な事情」を想定して、「特別条項付き協定」を労使で締結すれば、この上限を超えて労働させることができる。また、組織率が2割を切っている労働組合の力は落ちていくし、大手組合は、そのほとんどが御用組合で、労使協定で縛りをはけるのは難しい。ユニオンなどに加盟して反対しても、多数組合が労使協定を締結すれば有効となる。

結局、労働時間は法律で罰則規制付きの時間外時間の上限を定める以外にない。そうすると、実態としては「時間外労働」時間を規制し、ただ働き(サービス残業)が強要される。

(3)長時間労働―43・9%で違法を確認―厚生労働省2017・1・17発表

厚生省は、2016年4月～9月にかけて、長時間労働が疑われる1万59事業所を監督指導を実施した結果、43・9%に当たる4416ヶ所で、労使協定を超えるなど違法な長時間労働を確認した、と発表した。4416ヶ所のうち、残業が月100時間を超えたところが2419ヶ所を占めていた。

厚生省は、これまで監督指導は残業が月100時間超とみられる事業所を対象としていたが、長時間労働の取り締まりを強化するため、2016年4月から過労死と認定される目安となっている、月80時間超に引き下げた。

今回、違法な長時間労働が確認された事業所のうち、月100～150時間の残業をしていた事業所は1930ヶ所、月150～200時間が373ヶ所、月200時間を超えていたところも116ヶ所あった。業種別では、製造業―1283ヶ所、商業―679ヶ所。また637ヶ所で残業代が未払い。1043ヶ所で健康障害防止措置を実施していなかったことも判明した。(2017・1・18東京新聞)

運輸労働者 「道路貨物運送業」―2015年の年間総労働時間は2443時間と全産業中で最長。平均で400時間も上回る。(2016年過労死防止対策白書・2017・3・23東京新聞)

・長距離トラックの運転手、月246時間の残業で書類送検―千葉県柏市の運送会社「関東西部運輸」(野田市)で、時間外労働を月127時間以内と定めた労使協定を超え、161時間半～246時間働かせていた。2015年に40代の男性社員がくも

膜下出血で死亡、50代の男性社員も急性心筋梗塞でいずれも勤務中に死亡し労災認定を受けている。2015年に行政指導していたが社長は「売り上げ目標の達成のため長時間働かせていた」と認めている。(2017・5・11、東京新聞)

・医師は長時間労働が常態化―現在、医師は残業規制の対象外で、総務省の2012年の調査では、週の労働時間が60時間超の労働者は全体の14・8%。医師は41・8%で、自動車運転手の39・9%を上回っている。しかし、政府は病院勤務医師の残業規制は5年後に遅らせる方針。(2017・3・23、東京新聞)

医師 20代医師は週50時間超勤務―病院や診療所に勤務する20代の医師、男女ともに平均週50時間を超え、ほかに緊急搬送の緊急の呼び出しに備えた待機時間も12時間以上であることが2017・5・4厚労省の研究班の調査で分かった。(2017・5・4、共同通信)

・日本の労働時間は長い。週49時間以上長時間労働の割合は2013年で21%強。フランス、ドイツのほぼ倍（ILO調べ）

日本労働弁護団―ドイツ並に、総労働時間の上限を週48時間、時間外労働の上限を年220時間とし、罰則付き法制化を求めている。

教員 過重労働の教員―公立小・中学校教員の労働時間は週60時間と主要国で最も長い一方、授業に費やす時間は短いのが現状。小学校教諭で72・9%、中学校で86・9%が「60時間以上」である。民間企業で「週60時間以上」という割合が最も大きいのは「建設業」だが、13・7%である。OECDが行った中学校等を対象として行った「国際教育指導環境調査」によると、調査国平均で週38・3時間だったが、日本は53・9時間と、唯一50時間を超えていた。

その原因は部活、学校行事、事務の多さが指摘されているが、持ち帰っての仕事も多いという。なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で残業代相当分として、月8時間分の勤務に相当する本給の4%が「教職調整額」として一律に支給されているに過ぎない。対策としては教員の長時間労働の「上限規制」と「インターバル規制」の導入が必要。(東京新聞2017・4・23「世界と日本・大図巻シリーズNo.1299」)

・文部科学省も公表(2017・4・28) 文部科学省は2016年度の教員勤務実態調査結果を公表し、国が示す「過労死ライン」に相当する「週60時間以上勤務」だったのは中学校の一般教員の57・7%に上ることがわかった。

・教育労働者(公立91万9253人)病気休職者8408人中5045人が精神疾患。

参考までに長野県は89人、東京は525人、大阪423人。5078人の精神疾患者のうち885人が自主退職(2017・4・1現在)。

・先生の過重労働―公立小中学校の先生がいかに苛酷な勤務を強いられているか文科省の調査は、その実態を浮き彫りにした。1週当たりの平均労働時間は、小学校で5

7時間25分、中学校では63時間18分に達している。「過労死ライン」とされる週80時間超の残業を余儀なくされている教諭は、小学校で3割、中学校で6割に及ぶすさまじさだ。労働の無法地帯に等しい。精神疾患で休職する先生は、高校を含め年間5000人に上る。(2017・5・11東京新聞社説から)

3、長時間労働と過労死

1980年代後半から、「過労死」が社会問題化した。過労死・過労自殺者は近年、年間約2000人で推移し、国際社会で恥をさらしている。

・厚労省の調査では、2011～2015年、脳・心臓疾患で労災保険の給付決定件数は「道路貨物運送業」が5年連続で最多。年間平均で約80件と、ワースト2位の総合工事業、同3位の飲食店の4倍に達している。(厚労省調査2017・3・23東京)

・名古屋市の大手電機メーカー勤務の50歳の男性―月の残業。

105、111、106、206時間、結果2012・9月うつ病と診断され、会社の妨害を乗り越えて、2015・1月、労災と認定された。

・労働災害 2014年の自殺者2万7283人のうち、仕事が原因とされる人は2323人。

・悲劇は繰り返される 2008年「ワタミ」でも過労自殺。

・広告代理店最大手「電通」は、1991年24歳の男性社員が過労自殺し、2000年最高裁で過労自殺を認定され管理責任を認定されたにもかかわらず、2013年には男性社員が長時間労働による過労自殺、そして2015・12・24、その年4月に入社した入社1年目の高橋まつりさん(24歳)が過労自殺(月105時間の残業)。

高橋さんは母子家庭で育ち現役で東大に入学した努力家だったという。この問題で、東京労政局は2016・10・14日、実態解明のため本社を立ち入り調査。関西など3支社、全国の関連子会社も同日までに地元労働局が調査した。ちなみに「電通」労使は70時間の36協定を締結していた。電通は、これまで2007、2013、2015年と育児をしながら働きやすい環境作りに取り組んでいる「子育てサポート企業」に厚労省の認定を受けていた。この制度は「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性従業員の育児休業の取得率が高いことや、残業削減などに取り組んでいることを基準に認定している。

・関西電力でも過労自殺―運転開始から40年をえた高浜原発の1、2号機の運転延長をめぐり、審査対応していた課長職の40代男性社員が2016・4に自殺した件について、月最大200時間の残業をしていたこともあり、過労自殺を認め労災認定した。再稼働に向けた審査対応業務を巡っては、厚生労働省が労基法で定めた残業時間規制の適用除外とする通達を出している。通達が出た2013年時点で申請のあった原発が対象で、高浜1、2号機は対象外だった。(2016・10・20東京新聞)

・三菱電機でも精神疾患の原因は長時間労働―労災認定。

精神疾患になったのは、情報技術総合研究所の研究者で、入社1年目の長い時間労働が原因として、神奈川県藤沢労働基署が労災として2019・11・24日認定した。男性は、「勤務時間を申告する際、上司から残業時間が月40時間を超えないよう指示された」と社内の「残業隠し」も証言した。

厚生労働省が過労死ラインとする月80時間を大幅に超え、160時間の残業をしたこともあるという。今年6月には、休職期間を過ぎたとして解雇されており、今後、解雇無効を求めていくという。(2016・11・26東京新聞)

・半年で休日4日―過労死認定。山口県内の弁当販売会社で配送を担っていた斎藤友己さん(当時50歳)は、国の過労死認定基準(時間外労働時間が発症前1ヶ月100時間か、2〜6ヶ月の平均で80時間)に達しないものの、発症前6ヶ月間に4日しか休めていなかった。特に2015・8・14〜11・12は連続91日間も勤務したとして遺族が労災を申請し、山口労働基署は遺族側の主張を認め2017・2・17日、「過労死」と認定した。(2017・5・5、朝日新聞デジタル)

過労による精神疾患で労災認定は2015年で472人。内自殺者99人。

1995年―労災申請13件うち認定1件

2015年―同1515件うち認定472件

・過労による脳・心臓疾患で同認定は同年で306人、内133人死亡。

・地方公務員2014年7月、約300万人中77万人を抽出調査の結果、2336人が病気休職者で5割以上の219人が精神疾患(2013年)。

・介護職員の「うつ病」が深刻化。

厚生労働省の集計によると、介護を含む「社会保険・社会福祉・介護事業」の精神疾患の労災申請は、2009年度の66人から2014年には、140人に増加。労災認定も2009年度の10人から2014年度には32人が認定されている。

長時間の残業、不規則な交代制勤務など仕事との因果関係が指摘されている。(2016・5・8東京新聞)
(山下 俊幸、つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

辺野古・高江・石垣をまわる予定です 海上工事が進んでいるように見える辺野古。しかし、八方ふさがりに陥っているのは沖縄防衛局。ゲート前行動の役割は、ますます大きい。沖縄に思いを寄せる人々には、ぜひ辺野古ゲート前に駆けつけてほしい。そして、それぞれの持ち場で声を上げてほしい。10月23日(月)〜29日(日)の日程で、辺野古土砂搬出反対首都圏グループメンバーで辺野古・高江・石垣をまわる予定です。
(毛利 孝雄)

翁長知事の工事差し止め訴訟支援！ オスプレイ配備撤回！ 辺野古新基地建設を許さない集会

*日時 10月4日(水) 18時〜 集会後デモあり

*会場 日比谷野外音楽堂 *主催 基地の県内移設に反対する県民会議／

「止めよう！ 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会／戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会

百五十年前の今日、そして、五十年前の今日 本日は9月14日です。百五十年前の今日、マルクスの『資本論』第一巻が刊行されました。日本のマルクス向坂逸郎先生は、『資本論』記念版の解題である『資本論入門』の本文を松本市入山辺の扉温泉明神館で脱稿され、五十年前の今日、この「あとがき」を講演先の高知で書かれました。その時、和氣誠先生が一緒だったそうです。

という訳で、先週からとりかかっていた拙文を、一応完了とし、添付いたします。相変わらずまともっていませんが、9月14日にこだわりました。ご笑覧ください。これは、私の『資本論』150年の記念の一つです。もし、掲載していただければ幸いです。もう一回、自分でじっくり読み直したいのですが、ご助言お願いします。改めて、まとめることの苦手な自分を感じています。これから、長崎へ向かいます。明日、長崎大学創楽堂で講演です。長崎に着いたら、まず福砂屋本店へ行こうと思っています。『資本論入門』は、私にとっては、このカステラ味です。

(2017年9月14日早朝、中澤 秀行)

人生の幅をひと回り大きく 2017年の夏が終わろうとしています。例年と違って特に8月はお天道様の機嫌が悪く農作物は日照不足で、頭をかかえています。特に果物は甘味(糖度)がのらず、着色が遅く、例年よりも10日くらい遅れています。7月15日〜16日只見線撮影旅での田舎のバス停と郵便ポストの景色は、私の心の中の風景として、残っています。

一方、今年是小布施音楽祭で、信州大学オーケストラの演奏、バロック音楽を聴く機会があり、65歳の人生の幅をひと回り大きくすることができました。

田舎者の私には東北地方の景色が好きです。今は、「思い出の郵便ポスト」はがきを月に2回のペースで全国の仲間へ送っています。足が動くまでは撮り続けようと思います。政治の世界では内閣改造し、一連の疑惑を覆い隠そうとしています。安倍晋三の退陣しか道はないのです。「アベノミクス」で経済も庶民の生活も良くなっています。 (長野県飯綱町、山浦 隆芳)

悔しい辞めてなるものか N関労東本部大会開く8月26日、千葉県船橋市内においてN関労東第17回定期大会を開催しました。大会での特徴的な発言を幾つか紹介します。①人や仕事は十分にあるのに、業務を東京に集約した。配転で通勤時間は長くなり新たな仕事で覚えるのにも苦労している。なんでこんな集約をしたんだ。悔しい、辞めてなるものか、と仲間と話し合っている。

②NTTグループの人材派遣事業をパソナに譲渡することに伴い、同じ職場で働く派遣労働者は、「パソナか辞めるかだ」と管理者から言われ雇用が変わる事に対する不安を訴えている。同じ働く仲間として働きやすい職場をつくらせたい。

③全体ミーティングで管理者から営業成績が悪いと名指しされ、見せしめ的なパフハラを受けた。とても悔しかった。こうしたことを契機に、N関労に加入することを決意した。(N関労東No.77)

大飯原発うごかすな！ 2つの集会

◇10・15 大飯原発うごかすな！ 関電包囲全国集会

日時 2017年10月15日(日) 13時〜14時45分

場所 関西電力本店前(大阪市北区中之島3丁目)

【集会後、御堂筋デモ】関電包囲集会が終わる次第、徒歩で鞆(うっぱ)公園(大阪市西区 鞆本町)に移動。デモ出発 15時30分(デモは難波まで。17時頃終了予定)

◇12・3 大飯原発うごかすな！ 現地集会・町内デモ

日時 2017年12月3日(日) 13時30分

場所 おおい町総合市民センター(おおい町役場横)、集会後デモ

※2つとも 主催 大飯原発うごかすな！ 実行委員会

呼びかけ 原子力発電に反対する福井県民会議&若狭の原発を考える会

◇賛同団体・個人募集中。お金はいりません。さいなら原発・びわこネットワークまでお申し込みください。 FAX 077-574-0204 E-mail sinamu2002@yahoo.co.jp